

# 新型コロナ：インドネシアからの邦人帰国にかかる措置について

## 1 感染状況

- (1) インドネシア政府は、昨年4月以降の累次にわたる活動制限令や本年1月の非常事態宣言等により感染拡大を抑えてきたが、2021年5月以降、断食明け祝祭の休暇に際しての人の移動の増大等により感染が急増。
- (2) 新規感染者は7月12日以降1日4万人を超え、7月15日に過去最高の5.7万人を記録(7月19日は3.4万人)。新規死者数は7月7日以降1日千人前後を推移(7月19日に過去最高の1,338人)。

## 2 邦人の帰国需要と政府の対応

- (1) インドネシアでは、新型コロナウイルス感染が急速に拡大しており、今後、帰国を希望する邦人の方々が増加することが予想される。
- (2) 13日、邦人保護の観点から、官民が連携する形で、帰国を希望する邦人の方々ができる限り多く速やかに帰国できるような措置を実施することを発表。具体的には、在留邦人からの要望に応じる形で、政府として、日系航空会社が特別便を運航させて邦人を帰国させることを支援していく。  
⇒ 14日及び21日に全日空便の特別便を運航。25日の日本航空の特別便も運航予定。
- (3) なお、インドネシアは、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定されているところ、今次措置により入国される邦人も、防疫措置に従い、①出国時72時間以内及び入国時の検査、②健康状態及び位置情報の確認、③入国後14日間の自宅等待機などの通常の措置に加え、④検疫所長の指定する場所での10日間の待機、⑤待機所での入国後3日目、6日目、10日目の検査などをお願いすることになる。

[参考] 我が国からインドネシア政府に対し、在留邦人の移動が過度に制限されないよう申し入れを行ったところ、7月12日までに、外国人が直接国外へ移動する場合や、出国のための国際空港までの国内移動等では、ワクチン接種証明書の提示が不要とされた。